

令和3年 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導結果

熊本労働局労働基準部監督課

熊本労働局は、管下六つの労働基準監督署において、令和3年1月から12月までに実施した自動車運転者（トラック・バス・タクシーなど）を使用する事業場に対する監督指導の結果について、別表1及び別表2のとおり、取りまとめました。

この中でトラック関係にかかる監督指導を行った事業場は58事業場であり、そのうち、何らかの労働基準関係法令違反が認められたのは、49事業場（84.5%）でした。主な違反事項は、多い順に①労働時間（63.8%）、②割増賃金（19.0%）、③休日（5.2%）という結果でした。（別表1）

また、トラック関係の事業場において、何らかの自動車運転者の労働時間等改善のための基準（以下「改善基準告示」という。）違反が認められたのは、39事業場（67.2%）であり、主な違反事項は、多い順に①最大総拘束時間（55.2%）、②休息期間（44.8%）、③総拘束時間、連続運転時間（41.4%）という結果でした。（別表2）

令和3年の監督指導においても、トラック関係の自動車運転者についての違反状況は、労働時間、最大拘束時間の違反が半数以上を占めており、依然としてトラック関係の自動車運転者については、長時間労働の実態にあることが認められました。

昨今、長時間労働による過労死等が社会的な問題となっていることを踏まえ、熊本労働局では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対して労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、監督指導を行うなど、自動車運転者の労働条件の確保・改善に取り組んでいきます。

別表1

区 分		事 項 監督実施 事業場数	労働基準 関係法令 の違反事 業 場 数	主 要 違 反 事 項		
				労働時間	休 日	割増賃金
ト ラ ク ク 関 係	一般貨物	57 (100.0%)	49 (86.0%)	37 (64.9%)	3 (5.3%)	11 (19.3%)
	特定貨物	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	小 計	58 (100.0%)	49 (84.5%)	37 (63.8%)	3 (5.2%)	11 (19.0%)
バ ス 業		1 (100.0%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー業		5 (100.0%)	4 (80.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (40.0%)
そ の 他		1 (100.0%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)
合 計		65 (100.0%)	55 (84.6%)	39 (60.0%)	4 (6.2%)	13 (20.0%)

※表中の（ ）内は違反率

別表 2

事 項 区 分		監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	改善基準告示違反事項					
				総拘束 時 間	最大拘束 時 間	休息期 間	最大運転 時 間	連続運転 時 間	休日労働
トラック関係	一般貨物	57 (100.0%)	39 (68.4%)	24 (42.1%)	32 (56.1%)	26 (45.6%)	17 (29.8%)	24 (42.1%)	1 (1.8%)
	特定貨物	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	小 計	58 (100.0%)	39 (67.2%)	24 (41.4%)	32 (55.2%)	26 (44.8%)	17 (29.3%)	24 (41.4%)	1 (1.7%)
バ ス 業		1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー業		5 (100.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	- (-)	- (-)	0 (0.0%)
そ の 他		1 (100.0%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)
合 計		65 (100.0%)	41 (63.1%)	26 (40.0%)	32 (49.2%)	26 (40.0%)	17 (26.2%)	25 (38.5%)	1 (1.5%)

※表中の（ ）内は違反率